

令和元年第2回国東市議会定例会 提出議案

報告 第5号	繰越明許費繰越計算書について（平成30年度国東市一般会計予算）	P 1
報告 第6号	繰越明許費繰越計算書について（平成30年度国東市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算）	P 3
報告 第7号	有限会社いこいの村国東の経営状況の報告について	P 5
報告 第8号	国東市土地開発公社の経営状況の報告について	P 6
報告 第9号	公益社団法人国東市農業公社の経営状況の報告について	P 7
報告 第10号	株式会社未来企業カレッジの経営状況の報告について	P 8
議案 第55号	令和元年度国東市一般会計補正予算（第1号）	P 9
議案 第56号	令和元年度国東市介護保険事業特別会計補正予算（保険事業勘定第1号）	P 10
議案 第57号	国東市過疎地域自立促進計画の変更について	P 11
議案 第58号	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	P 12
議案 第59号	国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	P 21
議案 第60号	国東市体育施設条例の一部改正について	P 23
議案 第61号	国東市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	P 24
議案 第62号	国東市火災予防条例の一部改正について	P 26

報告 6件  
議案 8件  
 計 14件

報告第 5 号

繰越明許費繰越計算書について

平成 30 年度国東市一般会計予算の繰越明許費について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 10 日提出

国東市長 三 河 明 史

平成30年度

## 国東市 一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳						
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源		
					国・県支出金	起債	その他				
2	総務費	1 総務管理費	防災安全対策事業	6,589,000	6,589,000		4,939,000			1,650,000	
3	民生費	1 社会福祉費	プレミアム付商品券事業(事務費)	3,449,000	3,449,000		3,449,000				
6	農林水 産業費	1 農業費	土地改良施設維持管理適正化事業	19,296,000	7,600,000	295,000			6,127,000	1,178,000	
			【戦略】産地パワーアップ事業(果樹園芸)	211,810,000	211,810,000		176,505,000				35,305,000
			【戦略・応援】活力あふれる園芸産地整備事業(野菜)	50,594,000	5,278,000						5,278,000
8	土木費	2 道路橋梁費	市単独道路新設改良事業(国見)	51,277,000	24,047,000				23,900,000	147,000	
			市単独道路新設改良事業(国東)	32,690,000	13,800,000				13,000,000	800,000	
			掛樋線法面崩壊対策事業(交付金事業)	50,000,000	50,000,000		16,500,000	31,500,000		2,000,000	
			武蔵川橋梁架替事業(交付金事業)	64,980,000	2,989,000		1,754,000			1,235,000	
	3 河川費		市営(県単)急傾斜地崩壊対策事業	40,861,000	24,784,000		5,400,000	9,000,000	1,200,000	9,184,000	
10	教育費	1 教育総務費	【戦略】義務教育学校(小中一貫教育校)創設事業	318,849,000	105,899,000				100,300,000	5,599,000	
			2 小学校費	公立学校施設整備事業(小学校)	154,500,000	154,500,000		24,296,000	122,900,000		7,304,000
				【応援】冷暖房設備整備事業(小学校)	270,172,000	258,924,000		58,108,000	114,400,000		86,416,000
			3 中学校費	【応援】冷暖房設備整備事業(中学校)	97,664,000	94,186,000		18,004,000	35,400,000		40,782,000
	6 保健体育費		国東野球場等整備事業	79,726,000	60,000,000			56,900,000	3,100,000		
11	災害復 旧費	1 農林水産業施 設災害復旧費	農地災害復旧費	9,811,000	1,422,000		987,000		202,000	233,000	
			農業用施設災害復旧費	13,968,000	8,500,000		5,252,000		242,000	3,006,000	
合 計				1,476,236,000	1,033,777,000	295,000	315,194,000	507,300,000	7,771,000	203,217,000	

令和元年6月10日提出  
国東市長 三河明史

報告第 6 号

繰越明許費繰越計算書について

平成 30 年度国東市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 10 日提出

国東市長 三 河 明 史

平成30年度 国東市特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	起債	その他	
2 施設整備費	1 施設整備費	特定環境保全公共下水道事業(安岐)	61,358,000	32,000,000	1,140,000	10,560,000	20,300,000		0

令和元年6月10日提出  
国東市長 三河明史

報告第7号

有限会社いこいの村国東の経営状況の報告について

有限会社いこいの村国東の経営状況について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和元年6月10日提出

国東市長 三 河 明 史

報告第 8 号

国東市土地開発公社の経営状況の報告について

国東市土地開発公社の経営状況について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和元年 6 月 10 日提出

国東市長 三 河 明 史

報告第9号

公益社団法人国東市農業公社の経営状況の報告について

公益社団法人国東市農業公社の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和元年6月10日提出

国東市長 三 河 明 史

報告第 10 号

株式会社未来企業カレッジの経営状況の報告について

株式会社未来企業カレッジの経営状況について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和元年 6 月 10 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 55 号

令和元年度国東市一般会計補正予算（第 1 号）

令和元年度国東市一般会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり定める。

令和元年 6 月 10 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 56 号

令和元年度国東市介護保険事業特別会計補正予算（保険事業勘定第 1 号）

令和元年度国東市介護保険事業特別会計補正予算（保険事業勘定第 1 号）を別紙のとおり定める。

令和元年 6 月 10 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 57 号

国東市過疎地域自立促進計画の変更について

国東市過疎地域自立促進計画の一部を次のように変更する必要があるので、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 7 項の規定により議会の議決を求める。

令和元年 6 月 10 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市過疎地域自立促進計画を別紙のとおり変更する。

提案理由 ケーブルテレビ整備事業（光ケーブル化）、市民病院医療機器整備事業等の推進にあたり、過疎地域自立促進特別措置法に基づく財政上の特別措置を活用する必要があることから、国東市過疎地域自立促進計画の一部を変更する必要があるので提出する。

議案第 58 号

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の  
制定について

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 10 日提出

国東市長 三 河 明 史

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例

(国東市ケーブルテレビ施設条例の一部改正)

第 1 条 国東市ケーブルテレビ施設条例(平成 18 年国東市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条第 3 項中「1 万 6,200 円」を「1 万 6,500 円」に改め、同項ただし書中「3 万 2,400 円」を「3 万 3,000 円」に改める。

第 17 条第 1 項中「750 円」を「770 円」に改める。

(国東市梅園の里条例の一部改正)

第 2 条 国東市梅園の里条例(平成 24 年国東市条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中「4,320 円」を「4,400 円」に、「3,020 円」を「3,080 円」に改め、同表備考中「宿泊料総額」の次に「から税を差し引いた額」を加え、「1,080 円」を「1,100 円」に、「2,260 円」を「2,300 円」に改める。

別表の 2 の表中「410 円」を「420 円」に改める。

別表の 3 の表中「3,240 円」を「3,300 円」に、「1,620 円」を「1,650 円」に、「860 円」を「880 円」に改める。

別表の 4 の表中「510 円」を「520 円」に、「410 円」を「420 円」に改める。

別表の 5 の表中「700 円」を「710 円」に、「350 円」を「360 円」に、「560 円」を「570 円」に、「280 円」を「290 円」に改める。

別表の 6 の表中「21,600 円」を「22,000 円」に、「19,440 円」を「19,800 円」に、「16,200 円」を「16,500 円」に、「12,960 円」を「13,200 円」に、「7,560 円」を「7,700 円」に改め、同表備考中「2,160 円」を「2,200 円」に、「25,920 円」を「26,400 円」に改める。

(国東市共同利用施設条例の一部改正)

第3条 国東市共同利用施設条例(平成18年国東市条例第97号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,080円」を「1,100円」に改める。

(国東市本城地区集会所条例の一部改正)

第4条 国東市本城地区集会所条例(平成18年国東市条例第98号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,000円」を「1,020円」に、「2,000円」を「2,040円」に、「500円」を「510円」に、「300円」を「310円」に、「400円」を「410円」に、「800円」を「810円」に改める。

(国東市国見生涯学習センター条例の一部改正)

第5条 国東市国見生涯学習センター条例(平成18年国東市条例第108号)の一部を次のように改正する。

別表第1の表中「1,230円」を「1,290円」に、「620円」を「650円」に、「410円」を「430円」に、「210円」を「220円」に改める。

別表第2の表中「4,110円」を「4,310円」に、「2,060円」を「2,160円」に、「3,090円」を「3,240円」に改める。

(国東市公民館条例の一部改正)

第6条 国東市公民館条例(平成18年国東市条例第109号)の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表中「1,230円」を「1,290円」に、「620円」を「650円」に、「1,850円」を「1,940円」に、「930円」を「970円」に、「410円」を「430円」に、「210円」を「220円」に、「310円」を「330円」に改める。

別表第3の2の表中「210円」を「220円」に、「310円」を「330円」に改める。

別表第4中「4,110円」を「4,310円」に、「2,060円」を「2,160円」に改める。

(くにさき総合文化センター条例の一部改正)

第7条 くにさき総合文化センター条例(平成18年国東市条例第112号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「21,000」を「22,000」に、「28,000」を「29,330」に、「35,000」を「36,660」に、「43,000」を「44,000」に、「57,000」を「58,660」に、「77,000」を「78,570」に、「31,000」を「32,470」に、「41,000」を「41,900」に、「51,000」を「52,380」に、「64,000」を「66,000」に、「83,000」を「84,850」に、「116,000」を「118,380」に、「25,000」を「26,190」に、「32,000」を「33,520」に、「66,000」を「68,090」に、「92,000」を「94,280」に、「38,000」を「38,760」に、「50,000」を「51,330」に、「61,000」を「62,850」に、「100,000」を「102,660」に、「139,000」を「142,470」に改める。

別表の2の表中「3,450」を「3,520」に、「4,600」を「4,690」に、「8,060」を「8,210」に、「9,210」を「9,380」に、「12,670」を「12,900」に、「5,180」を「5,280」に、「6,910」を「7,040」に、「12,090」を「12,320」に、「13,820」を「14,080」に、

「19,000」を「19,360」に、「4,320」を「4,400」に、「5,750」を「5,860」に、「10,070」を「10,260」に、「11,510」を「11,730」に、「15,830」を「16,130」に、「6,480」を「6,600」に、「8,640」を「8,800」に、「15,120」を「15,400」に、「17,280」を「17,600」に、「23,760」を「24,200」に改める。

別表の3の表中「570円」を「580円」に、「1,150円」を「1,170円」に、「860円」を「870円」に、「2,100円」を「2,200円」に、「4,200円」を「4,400円」に改める。

(国東市体育施設条例の一部改正)

第8条 国東市体育施設条例(平成18年国東市条例第114号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の第1号の表中「410円」を「420円」に改める。

別表第2の1の第2号の表中「3,090円」を「3,140円」に、「1,540円」を「1,570円」に改める。

別表第2の2の表中「1,540円」を「1,570円」に改める。

(国東市老人憩の家条例の一部改正)

第9条 国東市老人憩の家条例(平成18年国東市条例第138号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,300円」を「1,320円」に、「1,600円」を「1,630円」に改め、同表備考中「300円」を「310円」に、「400円」を「410円」に改める。

(国東市保健福祉センター条例の一部改正)

第10条 国東市保健福祉センター条例(平成18年国東市条例第154号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「430円」を「440円」に、「640円」を「660円」に改め、同表備考中「210円」を「220円」に改める。

別表第1の2の表中「430円」を「440円」に、「640円」を「660円」に改め、同表備考中「210円」を「220円」に改める。

別表第1の2の表トレーニング室の部中「210円」を「220円」に、「320円」を「330円」に、「100円」を「110円」に、「160円」を「170円」に改める。

別表第2中「2,100円」を「2,200円」に、「3,200円」を「3,300円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「1,600円」を「1,700円」に改める。

(国東市保健センター条例の一部改正)

第11条 国東市保健センター条例(平成18年国東市条例第155号)の一部を次のように改正する。

別表中「640円」を「660円」に、「430円」を「440円」に改め、同表備考中「210円」を「220円」に改める。

(国東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第12条 国東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成18年国東市条例第156号)の一部を次のように改正する。

別表中「259 円」を「264 円」に、「108 円」を「110 円」に、「216 円」を「220 円」に、「734 円」を「748 円」に改める。

(国東市廃棄物処理施設条例の一部改正)

第13条 国東市廃棄物処理施設条例(平成18年国東市条例第157号)の一部を次のように改正する。

別表中「216 円」を「220 円」に、「378 円」を「385 円」に、「75.6 円」を「77 円」に改める。

(国東市水道事業給水条例の一部改正)

第14条 国東市水道事業給水条例(平成18年国東市条例第170号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「45,000 円」を「45,800 円」に、「57,000 円」を「58,000 円」に、「200,000 円」を「203,700 円」に、「300,000 円」を「305,500 円」に、「400,000 円」を「407,400 円」に、「500,000 円」を「509,200 円」に、「1,000,000 円」を「1,018,500 円」に、「1,500,000 円」を「1,527,700 円」に改める。

別表第2中「1,180 円」を「1,210 円」に、「163 円」を「166 円」に、「356 円」を「363 円」に改める。

(国東市農業集落排水施設条例の一部改正)

第15条 国東市農業集落排水施設条例(平成18年国東市条例第192号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項の表中「1,180 円」を「1,210 円」に、「153 円」を「156 円」に、「159 円」を「162 円」に、「169 円」を「172 円」に、「181 円」を「184 円」に、「198 円」を「202 円」に改める。

(国東市漁港管理条例の一部改正)

第16条 国東市漁港管理条例(平成18年国東市条例第195号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「198 円」を「202 円」に、「264 円」を「269 円」に、「132 円」を「135 円」に、「3 円 96 銭」を「4 円 3 銭」に、「5 円 28 銭」を「5 円 37 銭」に、「2 円 64 銭」を「2 円 69 銭」に、「470 円」を「480 円」に、「2 円 59 銭」を「2 円 64 銭」に、「6,850 円」を「7,000 円」に、「730 円」を「740 円」に改める。

別表第2中「169 円」を「172 円」に、「139 円」を「142 円」に、「129 円」を「131 円」に、「118 円」を「120 円」に、「80 円」を「81 円」に、「144 円」を「147 円」に、「94 円」を「96 円」に、「55 円」を「56 円」に、「68 円」を「69 円」に、「130 円」を「132 円」に改める。

(国東市マリニピアむさし条例の一部改正)

第17条 国東市マリニピアむさし条例(平成18年国東市条例第198号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「183,600 円」を「187,000 円」に、「194,400 円」を「198,000 円」に、「205,200 円」を「209,000 円」に、「216,000 円」を「220,000 円」に、「226,800

円」を「231,000円」に、「237,600円」を「242,000円」に、「248,400円」を「253,000円」に、「259,200円」を「264,000円」に、「270,000円」を「275,000円」に、「280,800円」を「286,000円」に、「291,600円」を「297,000円」に、「302,400円」を「308,000円」に、「313,200円」を「319,000円」に、「324,000円」を「330,000円」に、「334,800円」を「341,000円」に、「345,600円」を「352,000円」に、「356,400円」を「363,000円」に、「367,200円」を「374,000円」に、「378,000円」を「385,000円」に、「388,800円」を「396,000円」に、「399,600円」を「407,000円」に、「410,400円」を「418,000円」に、「421,200円」を「429,000円」に、「432,000円」を「440,000円」に改める。

別表第2中「2,690円」を「2,740円」に改め、同表25ftの項を削り、同表中「33,750円」を「34,380円」に、「2,810円」を「2,860円」に、「35,090円」を「35,740円」に、「2,910円」を「2,960円」に、「36,440円」を「37,110円」に、「3,020円」を「3,080円」に、「37,800円」を「38,500円」に、「3,130円」を「3,190円」に、「39,150円」を「39,880円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「40,490円」を「41,240円」に、「3,340円」を「3,400円」に、「41,840円」を「42,610円」に、「3,460円」を「3,520円」に、「43,200円」を「44,000円」に、「3,560円」を「3,630円」に、「44,550円」を「45,380円」に、「3,670円」を「3,740円」に、「45,890円」を「46,740円」に、「3,770円」を「3,840円」に、「47,240円」を「48,110円」に、「3,890円」を「3,960円」に、「48,600円」を「49,500円」に、「3,990円」を「4,060円」に、「49,950円」を「50,880円」に、「4,100円」を「4,180円」に、「51,290円」を「52,240円」に、「4,210円」を「4,290円」に、「52,640円」を「53,610円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「54,000円」を「55,000円」に、「4,420円」を「4,500円」に、「55,350円」を「56,380円」に、「4,540円」を「4,620円」に、「56,690円」を「57,740円」に、「4,640円」を「4,730円」に、「58,040円」を「59,110円」に、「4,750円」を「4,840円」に、「59,400円」を「60,500円」に、「4,850円」を「4,940円」に、「60,750円」を「61,880円」に改める。

(国東市自然休養村管理施設等条例の一部改正)

第18条 国東市自然休養村管理施設等条例(平成18年国東市条例第202号)の一部を次のように改正する。

別表中「320」を「330」に、「640」を「650」に、「430」を「440」に、「970」を「990」に改める。

(国東市国見ふるさと展示館条例の一部改正)

第19条 国東市国見ふるさと展示館条例(平成18年国東市条例第203号)の一部を次のように改正する。

別表中「150円」を「160円」に、「5,140円」を「5,240円」に、「510円」を「520円」に、「3,090円」を「3,140円」に改め、同表備考中「620円」を「630円」に改める。

(国東市都市公園条例の一部改正)

第20条 国東市都市公園条例(平成18年国東市条例第218号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「180円」を「190円」に、「50円」を「60円」に改める。

(国東市公共下水道条例の一部改正)

第21条 国東市公共下水道条例(平成18年国東市条例第219号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,180円」を「1,210円」に、「153円」を「156円」に、「159円」を「162円」に、「169円」を「172円」に、「181円」を「184円」に、「198円」を「202円」に、「34円」を「35円」に改める。

(国東市特定環境保全公共下水道条例の一部改正)

第22条 国東市特定環境保全公共下水道条例(平成18年国東市条例第220号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,180円」を「1,210円」に、「153円」を「156円」に、「159円」を「162円」に、「169円」を「172円」に、「181円」を「184円」に、「198円」を「202円」に、「34円」を「35円」に改める。

(国東市工業用水道事業給水条例の一部改正)

第23条 国東市工業用水道事業給水条例(平成18年国東市条例第225号)の一部を次のように改正する。

第25条第4号の表中「7,560円」を「7,700円」に、「10,800円」を「11,000円」に改める。

別表中「64円80銭」を「66円」に、「81円」を「82円50銭」に、「65円88銭」を「67円10銭」に、「82円08銭」を「83円60銭」に改める。

(国東市立国東自動車学校条例の一部改正)

第24条 国東市立国東自動車学校条例(平成18年国東市条例第230号)の一部を次のように改正する。

第4条中「3,260円」を「3,320円」に改める。

第6条中「3万6,000円」を「3万6,670円」に、「2万3,110円」を「2万3,540円」に改める。

第7条第2項中「2万3,140円」を「2万3,570円」に、「1万6,350円」を「1万6,650円」に改め、同条第3項中「4,920円」を「5,010円」に改める。

第8条第1項中「6,480円」を「6,600円」に改める。

第9条第2項中「4,920円」を「5,010円」に改め、同条第3項中「2,810円」を「2,860円」に改める。

第10条中「5,140円」を「5,240円」に改める。

別表中「220,320円」を「224,420円」に、「205,560円」を「209,390円」に、「161,520円」を「164,480円」に、「146,760円」を「149,450円」に、「138,120円」を「140,660円」に、「123,360円」を「125,630円」に、「19,680円」を「20,040円」に改める。

(いこいの村国東設置及び管理条例の一部改正)

第25条 いこいの村国東設置及び管理条例(平成20年国東市条例第43号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表和室10畳の項中「6,690」を「6,810」に、「4,940」を「5,030」に、「4,530」を「4,610」に、「4,220」を「4,300」に、「2,780」を「2,830」に改め、同表特別室(和洋)の項中「7,920」を「8,070」に、「6,480」を「6,600」に、「5,660」を「5,760」に、「5,040」を「5,130」に、「3,290」を「3,350」に改め、同表洋室ツインの項中「6,890」を「7,020」に、「5,140」を「5,240」に改め、同表洋室シングルの項中「5,760」を「5,870」に改め、同表広間(文殊・岩戸・泉福)の項中「4,220」を「4,300」に、「2,780」を「2,830」に改め、同表広間(国東・両子)項中「3,600」を「3,670」に、「2,570」を「2,620」に改め、同表備考中「720円」を「730円」に、「360円」を「370円」に、「2,060円」を「2,100円」に、「1,030円」を「1,050円」に改める。

別表の2の表中「5,760」を「5,870」に、「2,880」を「2,930」に、「12,960」を「13,200」に、「8,640」を「8,800」に改める。

別表の3の表中「3 その他」を「4 その他」に改め、テニスコートの部及びグラウンドの部を削り、同表プールの部中「410」を「420」に、「510」を「520」に改め、同表カラオケルームの部中「2,060」を「2,100」に、「3,090円」を「3,140円」に改め、同表を別表の4の表とする。

別表の2の表の次に次の1表を加える。

### 3 浴場利用料金(1人1回につき)

区分	大人	小人(小学生以下)
利用料金	410円	210円

備考

- 1 利用時間は、午前10時から午後9時までとする。
- 2 本館宿泊利用者は、無料とする。

(国東市くにみオートキャンプ場設置及び管理条例の一部改正)

第26条 国東市くにみオートキャンプ場設置及び管理条例(平成22年国東市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,800円」を「1,830円」に、「3,600円」を「3,670円」に改める。

(国東市温泉宿泊施設の設置及び管理条例の一部改正)

第27条 国東市温泉宿泊施設の設置及び管理条例(平成24年国東市条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表客室宿泊料の表中「5,660円」を「5,760円」に、「5,140円」を「5,240円」に、「4,630円」を「4,710円」に、「4,110円」を「4,190円」に、「6,690円」を「6,810円」に、「6,170円」を「6,290円」に改め、同表備考中「510円」を「520円」に、「1,030円」を「1,050円」に改める。

別表施設利用料の表中「4,110円」を「4,190円」に、「2,060円」を「2,100円」に改め、同表備考中「2,060円」を「2,100円」に、「1,030円」を「1,050円」に改

める。

別表浴場利用料の表中「410円」を「420円」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第2条中国東市梅園の里条例別表の1の表備考の改正規定(「宿泊料総額」の次に「から税を差し引いた額」を加える部分に限る。)及び第25条中いこいの村国東設置及び管理条例別表の2の表の次に1表を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例(第1条中国東市ケーブルテレビ施設条例第16条第3項の改正規定、第2条中国東市梅園の里条例別表の改正規定のうち本館宿泊料及びロッジ宿泊料に係る部分、第10条中国東市保健福祉センター条例別表の改正規定のうち回数券に係る部分、第14条の規定、第15条の規定、第21条から第23条までの規定、第24条中国東市立国東自動車学校条例第4条の改正規定、同条例第6条の改正規定、同条例第7条第2項の改正規定、同条例第9条第3項の改正規定及び同条例別表の改正規定、第25条、第26条の規定並びに第27条中国東市温泉宿泊施設の設置及び管理条例別表の改正規定のうち宿泊に係る部分を除く。)による改正後の使用料等の規定は、施行日以後の使用に係る使用料等について適用し、同日前の使用に対する使用料等については、なお従前の例による。

(引込工事料及び授業料等に関する経過措置)

- 3 この条例第1条の規定による改正後の国東市ケーブルテレビ施設条例第16条第3項に規定する引込工事料並びに第24条の規定による改正後の国東市立国東自動車学校条例のうち第4条に規定する運転適性検査手数料、第6条に規定する入学金、第7条第2項に規定する夜間料金及び第9条第3項に規定する講習料(以下この項において「授業料等」という。)は、施行日以降に国東市ケーブルテレビ施設条例第8条に規定する加入申込み及び国東市立国東自動車学校に入学した場合について適用し、同日前に加入申込みした場合についての引込工事料及び同日前に入学した場合についての授業料等は、なお従前の例とする。

(宿泊施設に関する経過措置)

- 4 この条例第2条の規定による改正後の国東市梅園の里条例別表本館宿泊料及びロッジ宿泊料に係る規定、第25条の規定による改正後のいこいの村国東設置及び管理条例別表中客室に係る規定、第26条の規定による改正後の国東市くにみオートキャンプ場設置及び管理条例別表中宿泊に係る規定並びに第27条の規定による改正後の国東市温泉宿泊施設の設置及び管理条例別表中客室宿泊料に係る規定は、この条例の施行日以後の利用に係る使用料(平成31年4月1日前に許可を受けた利用に係る使用料を除く。)について適用し、この条例の施行日以前の利用に係る使用料及び同日以後の利用であって平成31年4月1日前に許可を受けたものに係る使用料につい

ては、なお従前の例による。

(回数券に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の際現に第 10 条の規定による改正前の国東市保健福祉センター条例別表第 2 の規定により発行されている回数券によって施行日以後にトレーニング室を利用する場合の使用料については、同条の規定による改正後の国東市保健福祉センター条例別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(水道料金等に関する経過措置)

- 6 この条例第 14 条の規定による改正後の国東市水道事業給水条例別表第 2 の規定、第 15 条の規定による改正後の国東市農業集落排水施設条例第 16 条の表の規定、第 21 条の規定による改正後の国東市公共下水道条例別表の規定、第 22 条の規定による改正後の国東市特定環境保全公共下水道条例別表の規定並びに第 23 条の規定による改正後の国東市工業用水道事業給水条例第 25 条第 4 号の表及び別表の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道等の使用で施行日から令和元年 10 月 31 日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由 消費税法及び地方税法の消費税率の改定にあたり、関係条例を整備する必要があるので提出する。

議案第 59 号

国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部改正について

国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 10 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年国東市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

投票所の投票管理者	日額 12,600円
期日前投票所の投票管理者	〃 11,100円
開票管理者	〃 10,600円
投票所の投票立会人	〃 10,700円
期日前投票所の投票立会人	〃 9,500円
開票立会人	〃 8,800円
選挙長	〃 10,600円
選挙立会人	〃 8,800円

」

を

「

投票所の投票管理者	日額 12,800円
期日前投票所の投票管理者	〃 11,300円
開票管理者	〃 10,800円
投票所の投票立会人	〃 10,900円

期日前投票所の投票立会人	〃 9,600円
開票立会人	〃 8,900円
選挙長	〃 10,800円
選挙立会人	〃 8,900円

」

に改める。

国東市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年国東市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の国東市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、令和元年 5 月 15 日以後にその期日を公示され、又は告示される公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)の適用を受ける選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第 95 条の規定による投票について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示されたものについては、なお従前の例による。

提案理由 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

## 議案第 60 号

### 国東市体育施設条例の一部改正について

国東市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 10 日提出

国東市長 三 河 明 史

### 国東市体育施設条例の一部を改正する条例

国東市体育施設条例（平成 18 年国東市条例第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 国東ゲートボール場の項を削る。

別表第 2 の 1 の第 2 号の表国東野球場の項中「3,090 円」を「1,540 円」に改める。

別表第 2 の 4 の表国東ゲートボール場の項を削る。

別表第 2 の 8 の表備考を削る。

別表第 2 に備考として次のように加える。

#### 備考

- 1 利用時間に 1 時間以下の端数があるときは、これを 1 時間の利用とみなす。
- 2 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 3 上記の使用料は、消費税分を含む。
- 4 営利を目的として利用する場合の使用料は、上記使用料の表に定める額の 2 倍に相当する額とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 国東ゲートボール場の廃止及び国東野球場照明料の減額改定のため、本条例の一部を改正する必要があるため提出する。

## 議案第 61 号

### 国東市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

国東市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 10 日提出

国東市長 三 河 明 史

### 国東市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

国東市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成 18 年国東市条例第 124 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条を次のように改める。

(保証人及び利率)

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年 3 パーセント以内で規則で定める率とする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

第 15 条第 1 項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第 3 項中「、保証人」を削り、「第 12 条」を「第 11 条」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の国東市災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

提案理由 災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

## 議案第 62 号

### 国東市火災予防条例の一部改正について

国東市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 10 日提出

国東市長 三 河 明 史

### 国東市火災予防条例の一部を改正する条例

国東市火災予防条例（平成 18 年国東市条例第 229 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第 29 条の 5 第 1 号中「作動時間が 60 秒以内」を「種別が 1 種」に改め、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 16 条第 1 項の改正規定は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

提案理由 工業標準化法及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため提出する。